

第68回再就職等監視委員会 議事要旨

1. 開催日時等

日 時：平成28年3月17日（木）14：00～
場 所：大手町合同庁舎3号館9階 再就職等監視委員会 委員会室
出席者：大橋委員長、伊東委員、尾花委員、篠原委員、笠委員
加藤監察官、相澤監察官、梅津監察官、高尾監察官、葭原監察官
磯野事務局長、古田参事官

2. 議事等

- (1) 個別事案への対応についての議論が行われた。
- (2) 第67回委員会の議事録が確認された。

3. 委員指摘事項等

- ・ 在職中の求職規制について、職員側から利害関係企業等に対して、積極的に再就職を申し出ない限り、規制に抵触しないと認識している職員が案外いるかもしれないので、その点に注意して在職中の求職規制に関する周知を徹底する必要がある。
- ・ 任命権者において、任命権者調査を厳正に行わず、違反を認定しないことが、総合的に判断して組織全体にとっての利益となると考えている府省庁があるとすれば、非常に問題である。
- ・ 再就職等規制を所属職員に周知させる場合、人事当局は、関係法令やパンフレットを個々の職員にメールすれば、その責務を果たしたと考えているところがあるのではないか。民間企業では、例えば企業倫理を社員に浸透させる方策として、チェック方式のアンケートを社員が実際に実施したかどうかの確認も含めて行っているところもある。国においてもいろいろと工夫の余地があるのではないか。
- ・ 再就職等規制違反が認定された場合で、違反を行った元職員の再就職先である団体の行動について、規制違反を助長していたと認められるなど問題が認められるときは、元職員の任命権者からその団体に対して何らかの対応が必要となる場合があるのではないか。

4. 次回予定

次回会議は、平成28年4月7日（木）14：00に開催することとなった。

(注) 本議事要旨の内容については、今後変更の可能性があります。また、個別事案に係る議論については、記載いたしません。